

電力価格高騰対策土地改良区緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、電力価格高騰で影響を受けている、農業者が構成員となる土地改良区支援のため、予算の定めるところにより農業水利施設を管理する土地改良区に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「電力価格高騰対策土地改良区緊急支援事業」とは、県が土地改良区に対して補助事業等の補助金を交付する事業のことをいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、国、県等が造成した農業水利施設を管理している土地改良区とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

2 この補助金は、知事が必要かつ相当と認めるものについて予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、この補助金にかかる収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び領収書等の証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) その他規則及びこの要綱等の定めに従うこと。

(決定の通知及び額の確定の通知)

第7条 補助金の交付決定及び交付額確定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第9条 知事が必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

(補助金の返還)

第10条 補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っている場合は、補助金を返還させることができる。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付は、補助金交付申請書及び交付請求書(別記第1号様式)により行うものとする。

(補助事業の経理等)

第12条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、第6条に規定される整備保管期間においては、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月24日から施行し、令和4年4月1日以後に補助事業者が行う事業について適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	備考
<p>土地改良区が管理する農業水利施設の電力価格高騰分</p> <p>〔 補助対象経費=燃料費調整単価高騰分×R 4 電気使用量※ 〕 補助金=補助対象経費×0.5</p> <p>事業主体：鹿児島県</p> <p>※R 4 電気使用量の対象期間：令和4年4月～同年12月分</p>	<p>10分の5以内</p>	

電力価格高騰対策土地改良区緊急支援事業実施要領

第1 目的

原油価格高騰により電力料金が値上がりし、国及び県が造成した農業水利施設を管理する土地改良区の運営に大きな影響を与えている。このため、当該事業により農業水利施設を管理している土地改良区の電力料金高騰分の一部を支援することで、土地改良区の負担軽減を図る。

第2 事業内容

農業水利施設を管理している土地改良区の電力料金について、令和3年度の電力料金の平均単価（基準単価）と比較して算定した電力料金高騰分の一部を支援する。

第3 採択要件及び補助率

事業の採択要件及び補助率は以下のとおりである。

1 採択要件

- (1) 農業水利施設を管理している土地改良区であること。
- (2) 土地改良区が農業水利施設の電気料金を支払っていること。
- (3) 補助対象となる電力料金に他の補助金等が充てられていないこと。
- (4) その他

2 事業主体

鹿児島県

3 補助率

10分の5以内

第4 事業の採択

事業の採択は、交付決定通知をもって採択とみなす。

第5 申請手続き

別図及び別紙のとおり。

第6 対象期間

補助対象期間は、令和4年4月使用分から令和4年12月使用分までとする。

第7 指導体制

県（地域振興局、支庁）及び関係機関が連携し、本事業の適正な実施が図られるよう、補助事業者等への、事業内容及び申請手続フローなどの周知を図らなければならない。

第8 助成

県は、予算の範囲内において事業実施に要する経費を別に定めるところにより助成する。

第9 事業の実施

県は、当該事業の円滑化を図るために、事業の一部を鹿児島県土地改良事業団体連合会等に委託できるものとする。

第10 その他

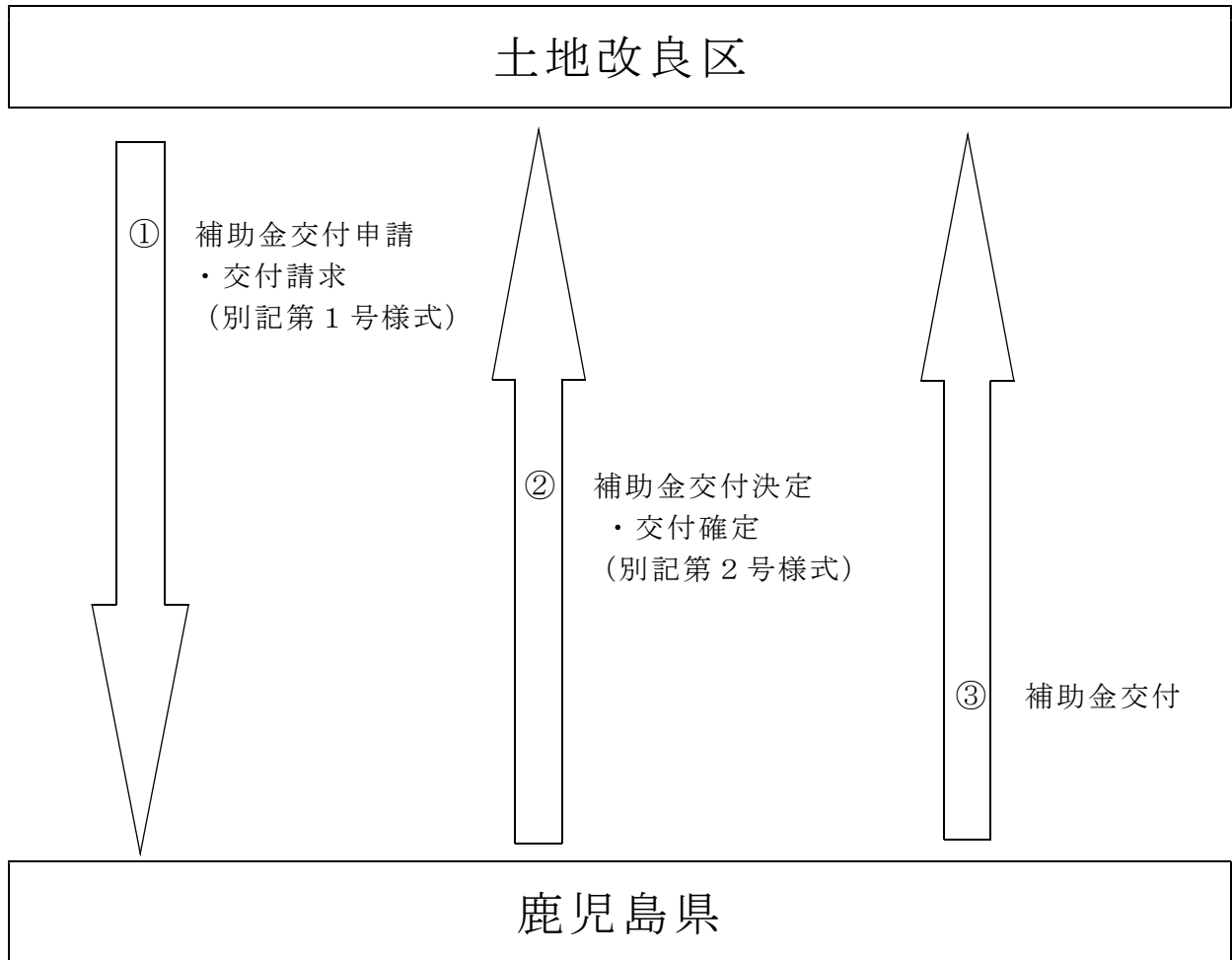
この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この実施要領は、令和4年11月25日から施行し、令和4年4月1日以後に補助事業者が行う土地改良支援事業について適用する。

別図

申請手続フロー図



別紙

電力価格高騰対策土地改良区緊急支援事業の活用における基幹水利施設管理事業及び水利施設管理強化事業等の対象施設への取扱いについて

1 電力価格高騰対策土地改良区緊急支援事業における補助対象の考え方

以下の条件に合致した上で、土地改良区が支出している電気代不足分が支援事業の補助対象となる。

- ① 電力価格高騰対策土地改良区緊急支援事業（以下、支援事業という。）が補助する施設は、土地改良区等が管理する農業水利施設であること。
- ② 支援事業で対象となる電気代は、国及び県からの補助金が充てられていないこと。

2 電気代を基幹水利施設管理事業等で支出している場合の考え方

基幹水利施設管理事業（以下、管理事業という。）及び水利施設管理強化事業（以下、強化事業という。）で電気代を支出している場合において、支援事業の補助対象となる電気代は下記の条件を満たすものとする。

管理事業及び強化事業による電気代の支出が困難で、土地改良区が電気代を補填していることが証明できること。

※土地改良区が補填している電気代には補助金等が充てられていないこと。

3 補助金交付申請の添付書類について

電力価格高騰対策土地改良区緊急支援事業費補助金交付規則第5条で規定している「補助金の交付申請」で添付する事業計画書については、次の様式及び資料を添付すること。

- ① 別記様式第1-1号の補足
- ② 管理事業等で電気代の支出ができず土地改良区が電気代を補填していることがわかる資料（様式任意）